

平成 29 年 9 月 15 日

各 位

管理会社名 アセットマネジメント One 株式会社
(管理会社コード 13694)
代表者名 取締役社長 西 恵 正
問合せ先 投資信託ディスクリージャー部 三木谷 正直
(TEL. 03-6774-5100)

投資信託約款の変更に関するお知らせ

当社は、以下のファンドの投資信託約款の変更に関し、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 銘柄名（コード）

- ①One E T F 日経 225 (1369)
- ②One E T F トピックス (1473)
- ③One E T F J P X 日経 400 (1474)
- ④One E T F J P X / S & P 設備・人材投資指数 (1484)

2. 変更の理由

つみたてNISAの要件を満たすため記載事項の整備を行うもの（①～③）および、米国事業体を相手とする取引について約款以外で取扱いを定める体制が整備されたため当該条項を削除するもの（①～④）です。なお、当該変更に伴い、当ファンドの運用方針、運用プロセスに変更は生じません。

3. 変更の内容

詳細は別添の新旧対照表をご参照ください。

4. 日程

- | | |
|---------------------|--------|
| ①～④平成 29 年 9 月 19 日 | 金融庁届出日 |
| ①～③平成 29 年 9 月 21 日 | 変更日 |
| ④平成 29 年 10 月 6 日 | 変更日 |

5. 変更に関する書面決議の期日および方法

上記変更につきましては、「投資信託及び投資法人に関する法律」に規定される「変更の内容が重大なもの」に該当しないため、書面決議は行いません。

投資信託約款の変更の案

追加型証券投資信託 One E T F 日経225

新	旧
<p><運用の基本方針></p> <p>第21条 (略)</p> <p>3. 第1号の方針に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行うこと、および補完的に有価証券指数等先物取引等を行うことができます。<u>デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)</u>は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。</p> <p>(略)</p>	<p><運用の基本方針></p> <p>第21条 (略)</p> <p>3. 第1号の方針に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行うこと、および補完的に有価証券指数等先物取引等を行うことができます。<u>有価証券先物取引等の利用はヘッジ目的に限定します。</u></p> <p>(略)</p>
<p><信託報酬等の額および支弁の方法></p> <p>第36条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、次の各号により計算された額の合計額とします。</p> <p><u>ただし、当該合計額は、第33条に規定する各計算期間において、信託財産の純資産総額に年10,000分の25の率を乗じて得た額を超えないものとします。</u></p> <p>(略)</p>	<p><信託報酬等の額および支弁の方法></p> <p>第36条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、次の各号により計算された額の合計額とします。</p> <p>(略)</p>
(削除)	<p><取引相手></p> <p>第58条 委託者は、この信託に関して米国事業体との取引指図を行いません。米国事業体とは、次に掲げる要件のいずれかを満たす事業体をいいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 米国法・州法に基づき設立された事業体 2. 米国法・州法に基づき設立された事業体に、直接的または間接的に支配されている事業体 3. 米国に所在している事業体 4. 上記1.から3.のいずれかにあてはまる事業体の代理として、または指示のもと活動している事業体 <p>②前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、米国事業体を相手とする、または米国事業体を通じた取引を行う場合があります。</p>

	<p><u>1. 取引が米国事業体の米国外オペレーションとして行われ、当該米国事業体において米国内に所在する従業員が、その購入または売却のアレンジ、交渉、執行に関与していない場合</u></p> <p><u>2. 取引が関係会社でない市場仲介者の勘定を相手として行われ、その購入または売却が、中央清算機関としての業務を行う清算機関やデリバティブ清算機関を通じて速やかに清算される場合</u></p> <p><u>3. 取引が代理人として業務を行う関係会社でない市場仲介者を通じて行われ、その購入または売却が取引所や類似の取引システムで匿名で実行され、かつ、中央清算機関としての業務を行う清算機関やデリバティブ清算機関を通じて速やかに清算される場合</u></p>
--	---

追加型証券投資信託 One ETF トピックス

新	旧
<p><運用の基本方針></p> <p>第21条 (略)</p> <p>3. 第1号の方針に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行うこと、および補完的に有価証券指数等先物取引等を行うことができます。<u>デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。</u> (略)</p>	<p><運用の基本方針></p> <p>第21条 (略)</p> <p>3. 第1号の方針に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行うこと、および補完的に有価証券指数等先物取引等を行うことができます。<u>有価証券先物取引等の利用はヘッジ目的に限定します。</u> (略)</p>
<p><信託報酬等の額および支弁の方法></p> <p>第36条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、次の各号により計算された額の合計額とします。 <u>ただし、当該合計額は、第33条に規定する各計算期間において、信託財産の純資産総額に年10,000分の25の率を乗じて得た額を超えないものとします。</u> (略)</p>	<p><信託報酬等の額および支弁の方法></p> <p>第36条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、次の各号により計算された額の合計額とします。 (略)</p>

(削除)	<p><取引相手></p> <p>第58条 委託者は、この信託に関して米国事業体との取引指図を行いません。米国事業体とは、次に掲げる要件のいずれかを満たす事業体をいいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 米国法・州法に基づき設立された事業体 2. 米国法・州法に基づき設立された事業体に、直接的または間接的に支配されている事業体 3. 米国に所在している事業体 4. 上記1.から3.のいずれかにあてはまる事業体の代理として、または指示のもと活動している事業体 <p>②前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、米国事業体を相手とする、または米国事業体を通じた取引を行う場合があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取引が米国事業体の米国外オペレーションとして行われ、当該米国事業体において米国内に所在する従業員が、その購入または売却のアレンジ、交渉、執行に関与していない場合 2. 取引が関係会社でない市場仲介者の勘定を相手として行われ、その購入または売却が、中央清算機関としての業務を行う清算機関やデリバティブ清算機関を通じて速やかに清算される場合 3. 取引が代理人として業務を行う関係会社でない市場仲介者を通じて行われ、その購入または売却が取引所や類似の取引システムで匿名で実行され、かつ、中央清算機関としての業務を行う清算機関やデリバティブ清算機関を通じて速やかに清算される場合
------	---

追加型証券投資信託 One ETF J P X日経400

新	旧
<p><運用の基本方針></p> <p>第21条 (略)</p> <p>3. 第1号の方針に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行うこと、および補完的に有価証券指数等先物取引等を行うことができます。<u>デリバティブ取引</u> (法人税法第61条の5に定</p>	<p><運用の基本方針></p> <p>第21条 (略)</p> <p>3. 第1号の方針に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行うこと、および補完的に有価証券指数等先物取引等を行うことができます。<u>有価証券先物取引等</u>の利用はヘッジ目的に</p>

<p><u>めるものをいいます。)は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。</u></p> <p>(略)</p>	<p><u>限定します。</u> (略)</p>
<p><信託報酬等の額および支弁の方法></p> <p>第36条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、次の各号により計算された額の合計額とします。</p> <p><u>ただし、当該合計額は、第33条に規定する各計算期間において、信託財産の純資産総額に年10,000分の25の率を乗じて得た額を超えないものとします。</u></p> <p>(略)</p>	<p><信託報酬等の額および支弁の方法></p> <p>第36条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、次の各号により計算された額の合計額とします。</p> <p>(略)</p>
<p>(削除)</p>	<p><取引相手></p> <p>第58条 委託者は、この信託に関して米国事業体との取引指図を行いません。米国事業体とは、次に掲げる要件のいずれかを満たす事業体をいいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 米国法・州法に基づき設立された事業体 2. 米国法・州法に基づき設立された事業体に、直接的または間接的に支配されている事業体 3. 米国に所在している事業体 4. 上記1.から3.のいずれかにあてはまる事業体の代理として、または指示のもと活動している事業体 <p>②前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、米国事業体を相手とする、または米国事業体を通じた取引を行う場合があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取引が米国事業体の米国外オペレーションとして行われ、当該米国事業体において米国内に所在する従業員が、その購入または売

	<p><u>却のアレンジ、交渉、執行に関与していない場合</u></p> <p>2. 取引が関係会社でない市場仲介者の勘定を相手として行われ、その購入または売却が、中央清算機関としての業務を行う清算機関やデリバティブ清算機関を通じて速やかに清算される場合</p> <p>3. 取引が代理人として業務を行う関係会社でない市場仲介者を通じて行われ、その購入または売却が取引所や類似の取引システムで匿名で実行され、かつ、中央清算機関としての業務を行う清算機関やデリバティブ清算機関を通じて速やかに清算される場合</p>
--	--

追加型証券投資信託 One ETF J P X／S & P 設備・人材投資指数

新	旧
(削除)	<p><u><取引相手></u></p> <p>第58条 委託者は、この信託に関して米国事業体との取引指図を行いません。米国事業体とは、次に掲げる要件のいずれかを満たす事業体をいいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 米国法・州法に基づき設立された事業体 2. 米国法・州法に基づき設立された事業体に、直接的または間接的に支配されている事業体 3. 米国に所在している事業体 4. 上記1.から3.のいずれかにあてはまる事業体の代理として、または指示のもと活動している事業体 <p>②前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、米国事業体を相手とする、または米国事業体を通じた取引を行う場合があります。</p> <p>1. 取引が米国事業体の米国外オペレーションとして行われ、当該</p>

	<p><u>米国事業体において米国内に所在する従業員が、その購入または売却のアレンジ、交渉、執行に関与していない場合</u></p> <p>2. 取引が関係会社でない市場仲介者の勘定を相手として行われ、その購入または売却が、中央清算機関としての業務を行う清算機関やデリバティブ清算機関を通じて速やかに清算される場合</p> <p>3. 取引が代理人として業務を行う関係会社でない市場仲介者を通じて行われ、その購入または売却が取引所や類似の取引システムで匿名で実行され、かつ、中央清算機関としての業務を行う清算機関やデリバティブ清算機関を通じて速やかに清算される場合</p>
--	--

以上